

## 平成23年度さいたま市下水道事業会計予算

### ( 総 則 )

第1条 平成23年度さいたま市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### ( 業務の予定量 )

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

( 1 ) 汚水処理戸数	445,300 戸
( 2 ) 年間総汚水処理水量	133,641,849 m <sup>3</sup>
( 3 ) 一日平均汚水処理水量	365,142 m <sup>3</sup>
( 4 ) 主要な建設改良事業	
管きよ整備事業費	19,740,538 千円

### ( 収益的収入及び支出 )

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	下水道事業収益			21,371,239 千円
第1項	営業収益			18,206,965 千円
第2項	営業外収益			3,164,274 千円
		支	出	
第1款	下水道事業費用			20,753,379 千円
第1項	営業費用			16,038,553 千円
第2項	営業外費用			4,687,558 千円
第3項	特別損失			17,268 千円
第4項	予備費			10,000 千円

( 資本的収入及び支出 )

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,707,086千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 414,348千円、当年度分損益勘定留保資金 8,292,738千円で補てんするものとする。 ）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	25,134,877	千円
第1項	企 業 債	17,928,700	千円
第2項	他 会 計 負 担 金	346,668	千円
第3項	国 庫 補 助 金	5,595,000	千円
第4項	負 担 金	1,233,505	千円
第5項	長 期 貸 付 金 返 還 金	31,004	千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	33,841,963	千円
第1項	建 設 改 良 費	21,595,760	千円
第2項	企 業 債 償 還 金	12,204,883	千円
第3項	長 期 貸 付 金	41,320	千円

( 継続費 )

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	下落合幹線導入管整備事業	3,000,000	千円	千円
				平成23年度	270,000
				平成24年度	1,040,000
1 資本的支出	1 建設改良費	鴨川下ポンプ場施設老朽化対策事業	242,000	平成23年度	50,000
				平成24年度	192,000

( 企業債 )

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 13,791,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
借換	2,177,600			
流域下水道事業	984,900			
資本費平準化	974,900			
合計	17,928,700			

( 一時借入金 )

第7条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

( 予定支出の各項の経費の金額の流用 )

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- ( 1 ) 営業費用及び営業外費用の間の流用
- ( 2 ) 建設改良費及び長期貸付金の間の流用

( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 )

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- ( 1 ) 職員給与費 1,421,758 千円

( 他会計からの補助金 )

第10条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,124,519千円である。

平成23年2月1日 提出

さいたま市長 清水 勇 人